

令和９年度山形県立学校入学者に対する学習者用端末等販売に係る 業務協定基本仕様書

１ 件名

令和９年度山形県立学校入学者に対する学習者用端末等販売に係る業務協定

２ 協定期間

協定締結日から令和９年７月31日（土）まで

３ 概要

保護者等の負担により端末を整備するため、山形県教育委員会（以下「県」という。）と業務協定を締結した学習者用端末等販売事業者（以下「事業者」という。）は、インターネット上で保護者等へ学習者用端末等（以下「端末等」という。）を販売するためのウェブサイト（以下「ＥＣサイト」という。）を構築・運営し、保護者等への販売を行う。

なお、端末等の販売に当たっては、端末等の調達や保証の付帯、キitting等を完了させたうえで、各学校へ納品する。

４ 業務内容

- （１）事業者は、インターネット上でＥＣサイトの構築・運用を行う。
- （２）ＥＣサイトの要件等は、別紙２「ＥＣサイト運用仕様書」を満たすものとする。
- （３）保護者等は、ＥＣサイトを活用して事業者と売買契約を締結し、端末等を購入する。
- （４）端末等の性能は、別紙３「学習者用端末等仕様書」を満たすものとする。
- （５）端末等の保証内容は、別紙４「端末保証仕様書」を満たすものとする。
- （６）端末等のキitting内容は、別紙５「キitting仕様書」を満たすものとする。
- （７）納品先は、別紙６「納品先一覧」のとおりとする。

５ 販売台数及び販売価格

（１）想定販売台数

①Chromebook端末：約5,000台（県立高等学校の全日制・定時制の生徒が使用）

②iPad 端末： 約180台（県立特別支援学校の高等部の生徒が使用）

※ただし、前年度実績（令和８年度入学者数）をもとに想定した台数であり、増減する場合がある。入学者の減少や経済的に購入が困難な場合等の理由により販売台数が減った場合であっても、減った台数を県が補填して購入するものではない。また、購入台数が増えた場合にも対応できるようにすること。

（２）販売価格上限額

①Chromebook端末：77,000円（税込み）

②iPad 端末：110,000円（税込み）

６ 納品要件、納品場所

（１）納品期日

令和９年４月中旬～５月末までに各学校へ納品すること。

【別紙１】業務協定仕様書

（２）納品場所

端末等を購入した生徒が所属する学校の指定する部屋へ、購入者分をまとめて納品すること。

（３）納品計画の提示

各学校への端末等の納品予定日及び台数を配送の２週間前までに県及び各学校に連絡すること。

（４）納品時の梱包

納品時の梱包については、各学校において購入者への端末等の引き渡しが無滞に進むように、個別のラベル添付等、商品の購入者を示す方法について、県と協議のうえ対応すること。

７ スケジュール

本業務の主なスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細は県及び事業者で調整をしたうえで決定する。

想定時期		内容
令和 ８ 年	11月中旬頃	審査結果通知
	12月中旬頃	協定締結（予定）
	12月下旬まで	販売機種・価格・販売方法・県指定業者からの購入等を案内する概要のチラシの電子データを県へ納品する。
令和 ９ 年	2月下旬まで	端末等の詳細（スペックの詳細や価格、付帯する保守等）や問い合わせ窓口、ＥＣサイトでの手続き等をまとめたチラシを作成し、県へ電子データを納品する。
	３月５日（木）まで	上記チラシ（２月下旬納品）の紙媒体を学校ごとに作成し、事業者から各学校へ納品する。
	３月17日（水） ～４月４日（日）まで	ＥＣサイトを開設し、保護者等へ端末等を販売する。ＥＣサイト閉鎖後の未購入者への対応として、県または学校の要望に応じ令和９年６月末までは延長可能とし、それ以降の購入対応については別途協議とする。
	４月中旬 ～５月末まで	各学校へ端末を納品する。購入期間超過後の購入者については可能な限り早めに納品すること。

８ 機密の保持

- （１）事業者は、県の許可なく、本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報漏洩をしてはならない。
- （２）事業者及び当該事業の業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。本協定終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

９ その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、県と事業者が協議して決定するものとする。